

上越市 (新潟県)

(2005年1月1日現在)

1. 新市の基礎情報

合併の期日：2005年1月1日	合併の方式：新設・ 編入	
市となるべき要件の特例の適用：有(人口要件・市の全域を含む新設合併)・ 無		
人口 ⁽¹⁾ ：211,870人(高齢化率 ⁽²⁾ 21.9%)	面積 ⁽³⁾ ：972.62k m ²	
議員数 ⁽⁴⁾ ：48人(法定上限38人)	全職員数 ⁽⁵⁾ ：2,391人	
財政力指数 ⁽⁶⁾ ：0.515	経常収支比率：-	
2004年度歳入予算額 ⁽⁷⁾ ：97,756千円		
うち、地方税24,458千円、地方交付税23,101千円		
合併特例債発行予定額 未定 / 同限度額60,020百万円		
産業構造 ⁽⁸⁾ ：第一次産業6.9%、第二次産業35.7%、第三次産業57.1%		

(出典)(1)(2)(8)：2000年「国勢調査」。 (3)：2003年10月「全国都道府市区町村別面積調査」。
 (4)(5)：合併時の数。(6)：平成16年度地方交付税算定台帳に基づく(14市町村合算ベース)。(7)：14市町村の予算書により集計。

2. 合併関係市町村の基礎情報

関係市町村	人口 ⁽¹⁾	高齢化率 ⁽²⁾	面積 ⁽³⁾	議員数 ⁽⁴⁾	一般職員数 ⁽⁵⁾	財政力指数 ⁽⁶⁾	経常収支比率 ⁽⁷⁾
旧上越市	134,751人	19.4%	249.24k m ²	30人	952人	0.72	87.1%
旧安塚町	3,733人	33.8%	70.23k m ²	12人	70人	0.14	86.8%
旧浦川原村	4,202人	27.7%	50.64k m ²	12人	81人	0.21	86.8%
旧大島村	2,480人	36.1%	71.64k m ²	10人	63人	0.13	87.7%
旧牧村	2,991人	35.9%	61.35k m ²	14人	69人	0.12	86.6%
旧柿崎町	12,116人	25.6%	85.39k m ²	18人	135人	0.36	88.1%
旧大湊町	10,861人	20.6%	16.32k m ²	18人	110人	0.51	83.4%
旧頸城村	9,538人	20.0%	38.30k m ²	18人	116人	0.55	80.6%
旧吉川町	5,516人	28.2%	76.61k m ²	16人	92人	0.17	89.6%
旧中郷村	5,259人	26.1%	43.55k m ²	14人	76人	0.39	90.5%
旧板倉町	7,534人	27.8%	66.51k m ²	16人	103人	0.28	81.1%
旧清里村	3,217人	26.5%	37.54k m ²	12人	62人	0.15	79.8%
旧三和村	6,284人	25.2%	39.36k m ²	16人	91人	0.26	79.2%
旧名立町	3,388人	30.2%	65.94k m ²	14人	60人	0.13	84.8%

(出典)(1)(2)：2000年「国勢調査」。 (3)：2003年10月「全国都道府市区町村別面積調査」。
 (4)：合併直前の定数。(5)(6)(7)：2002年度「市町村別決算状況調」。

3. 合併の特徴

(1) 合併の理由・目的 < 地方分権推進、 財政状況、 行政改革 >

厳しい財政状況の中、単にスケールメリットによる行財政改革という視点にとどまることなく、

<p>地域の個性に光を当て、相互の連携や交流により、地域の維持と発展に向けた地域力を一層高めることで、新たな力と価値をつくり出し、より力強く自主自立が可能なまちの実現を目指している。</p>
<p>(2) 合併のプロセスで重視したこと < 住民の理解、 関係市町村間の合意、 事務事業の調整 ></p> <p>< 最も重視したことの具体的な内容 ></p> <p>住民に対し、合併についての理解を深めていただくよう、説明会や情報提供を可能な限り行うとともに、意向調査を実施するなど合併に関する意向の把握に努めた。</p>
<p>(3) 中心となって合併を推進した人物・団体等 < 首長 ></p> <p>< 合併推進の具体的な活動 ></p> <p>上越市長は、10 市町村による任意合併協議会の協議が終了した後、高田平野を一つの範囲とする合併の可能性を視野に、それまで任意合併協議会に加入していた 9 町村のほか、他の 7 市町村を訪問し、上越地域全体の持続的な発展を見据えるとき、歴史や風土、文化などを共有してきたこの地域が一体となることがよいのではないかと考えを伝えるなど、合併の推進に向けリーダーシップを発揮した。</p>

4 . 合併協議

(1) 今回の合併以前における合併協議の経緯	
該当なし。	
(2) 合併関係市町村以外の市町村との合併協議	
該当なし。	
(3) 合併関係市町村の従前のつながり	
郡の構成市町村の一部、 一部事務組合（複合的一部事務組合を含む）の構成市町村、 一部事務組合（複合的一部事務組合を含む）の構成市町村の一部、 広域市町村圏の構成市町村、 広域市町村圏の構成市町村の一部、 生活圏が一致	
(4) 合併の端緒	
2000 年 1 月、「市町村合併に関する勉強会」の立ち上げ（構成：上越市、牧村、清里村、三和村の 4 市村）	
(5) 任意の合併協議会 （設置期間）	
(2001 年 10 月 16 日～2002 年 10 月 4 日 上越地域 10 市町村任意合併協議会) 5 市町村 10 市町村で構成	
(2003 年 3 月 6 日～2003 年 8 月 19 日 上越地域法定合併協議会準備会) 10 市町村 14 市町村で構成	
構成メンバー	<p>< 10 市町村任意合併協議会 > : 首長、助役又は収入役各 1 名、議員各 3 名、住民各 3 名、県職員（総合政策部市町村合併支援課長）、学識経験者（上越教育大学副学長、えちご上越農業協同組合代表理事組合長、上越青年会議所理事長） 計 84 名（10 市町村により構成している時）</p> <p>< 法定合併協議会準備会 > : 首長、助役又は収入役各 1 名、議員各 3 名、住民各 3 名、県職員（総合政策部市町村合併支援課長、上越地域振興事務所長）、学識経験者（上越教育大学副学長、えちご上越農業協同組合代表理事副組合長、上越青年会議所理事長） 計 117 名（14 市町村により構成している時）</p>
運営上の工夫	任意協議会の会議を公開するとともに、協議内容等の情報提供を協議会の広報紙、ホームページ等を通じて行った。

(6) 法定協議会 (設置期間: 2003年8月20日 ~ 2004年12月31日)

住民発議等	有 (直接請求・住民発議)・ <input type="checkbox"/> 無
構成メンバー	首長、議員各3名、住民各3名、県職員 (総合政策部市町村合併支援課長、上越地域振興局長)、学識経験者 (上越教育大学副学長、えちご上越農業協同組合代表理事副組合長、上越青年会議所直前理事長) 計103名
運営上の工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・小委員会、幹事会を含め、協議会の会議を公開するとともに、協議内容等の情報提供を協議会の広報紙、ホームページ等を通じて行った。 ・議会の議員の定数及び任期の取扱い等については、小委員会を設置して調査・審議を行った。

(7) 基本5項目 (方式、期日、名称、事務所の位置、財産)

< 協議を行ううえでの工夫 >

合併の方式、合併の期日及び事務所の位置については、任意協議会である上越地域法定合併協議会準備会で協議を行い、その内容が最大限尊重されるよう、法定合併協議会への申し送り事項とした。

< 協議開始および決定の時期 > 「名称」については、合併協議事項ではない。

	(方式)	(期日)	(名称)	(位置)	(財産)
協議開始:	03年10月	03年10月	(-)	03年10月	04年3月
合意:	03年10月	03年11月	(-)	03年10月	04年4月

< 決定に至るまでに最も難航した項目と解決策 >

なし。

< 基本項目 「合併の方式」の決定理由 >

新設・ 編入

合併関係市町村の人口、財政規模、行政サービスの水準、面積等を総合的に勘案し協議した結果、編入合併に決定した。

< 基本項目 「合併の期日」の決定理由 >

2005年1月1日合併

電算システムの調整作業や事務処理等を行う際、年末年始の休日を利用することにより、住民への影響を最小限にとどめることができるとともに、万一のトラブルにも対応することができる考えたため。また、2005年度予算を合併後の議会で審査することができるなど、新しいスタートにふさわしいと考えたため。

< 基本項目 「新市の名称」の決定手続き・理由 >

公募有・無

「新市の名称」については、このたびの合併が上越市への編入方式であったことから、合併協議事項としなかった。

< 基本項目 「新事務所の位置」とその決定理由・工夫した点 >

既存施設・ 新規建設

新市の事務所の位置は上越市役所を本庁とした。また、合併前の各町村の区域に「支所」を置くこととした。(実際には、地域自治区の設置に伴い、「地域自治区の事務所」を置いた。)(新事務所以外の関係市町村の旧庁舎の取り扱い)

13町村の庁舎は地域自治区の事務所に切り替えた。

< 基本項目 「財産の取扱い」 >

(新市に引き継がなかった、または引き継ぐかどうか問題となった財産)

正負ともになし

(8) 新市建設計画 (計画の対象 : 全市)

計画の期間 : 10 ヵ年

理由 合併特例債の適用が、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く 10 年度に限るとされているため。

< 策定に当たっての工夫 >

計画に登載する事業については、財政状況を考慮し、財政計画における普通建設事業費に充当できる財源の範囲内で登載事業を選定した。なお、選定に際しては、合併を契機に、市として優先的に実施すべき事業で、事業効果が広域的にもたらされる事業を「共通事業」、各市町村の地域特性をいかした事業や地域課題に対応する事業を「地域事業」と整理した。

なお、「地域事業」については、人口規模や財政状況等を勘案し、旧市町村ごとの配分額を定め、それぞれの配分額に応じて登載事業を各市町村で選定した。

また、合併特例債については、事業の財源として、より有利な起債への振替財源として活用することとしている。

< 関係市町村間での調整が難航した項目 >

- ・「共通事業」の事業選定について
- ・「地域事業」の事業費の配分について

< 新市建設計画の特徴または合併の理由・目的を達成するための工夫 >

< 策定に当たっての工夫 > 参照

< 新市建設計画と関係市町村の基本構想、総合計画 (基本計画・実施計画等) の内容 >

編入合併により町村の総合計画が消滅することに鑑み、町村の区域で実施する事業については、合併後 10 年間で行うすべての事業を新市建設計画に位置付けている。

単位 : 百万円 () は %	合併前 (2002 年度) ⁽¹⁾	財政計画		
		2005 年度	2009 年度	2014 年度
歳入合計	101,272	95,213	95,115	95,776
地方税	25,413 (25.1)	24,778 (26.0)	24,858 (26.1)	25,429 (26.6)
地方交付税	26,422 (26.1)	24,469 (25.7)	24,566 (25.8)	25,183 (26.3)
歳出合計	97,876	95,213	95,115	95,776
人件費	18,962 (19.4)	17,593 (18.5)	17,785 (18.7)	15,035 (15.7)
(参考 : 一般職員数)	(2,080 人)	-	-	-
公債費	12,213 (12.5)	13,691 (14.4)	14,868 (15.6)	16,688 (17.4)
普通建設事業費	16,599 (17.0)	14,227 (14.9)	14,045 (14.8)	14,114 (14.7)

⁽¹⁾2002 年度「市町村別決算状況調」の積み上げ

(9) 都市計画区域・用途地域の新たな設定・変更等

新たな設定・変更等は行っていない。

- ・合併前の状況 : 3 都市計画区域 5 市町村 (3 都市計画) 都市計画区域外 9 町村
- ・今後の予定 : 市総合計画及び県の都市計画マスタープラン等上位計画の変更に即した都市計画の見直しに際して、区域や用途指定について検討する。

(10) 住民への情報提供等	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報誌等の配布 <ul style="list-style-type: none"> ・ 任意合併協議会だより（全 5 号。配布方法：町内会等を通じ全戸に配布） ・ 法定合併協議会準備会だより（全 2 号。配布方法：町内会等を通じ全戸に配布） ・ 上越地域合併協議会だより（全 9 号。町内会等を通じ全戸に配布） ・ 住民説明会の開催（延べ 74 回開催、延べ 2,973 人参加） 合併前の上越市の実績 ・ H P の開設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 上越地域法定合併協議会準備会 H P（2003 年 5 月開設、不定期更新、アクセス数約 11,000 回（平成 17 年 3 月調査回答時点）） ・ 上越地域合併協議会 H P（2003 年 9 月開設、不定期更新、アクセス数約 87,000 回（平成 17 年 3 月調査回答時点）） 	
(11) 住民の意向を問う住民投票・調査等の実施	
<p>合併前の上越市の実績</p> <p>(名 称): 市町村合併に関する市民意向調査</p> <p>(時 期): 2003 年 1 月 24 日～2 月 7 日実施 2003 年 7 月 11 日～22 日実施 2004 年 7 月 1 日～15 日実施</p> <p>(対象者): 、 : 上越市在住の 18 歳以上の市民 10,900 人 : 上越市在住の 18 歳以上の市民約 109,000 人</p> <p>(方 法): 投票方式・<input checked="" type="checkbox"/>アンケート方式<input type="checkbox"/>郵送<input type="checkbox"/>訪問</p>	
(12) 都道府県からの支援	
<p>財政支援: 県市町村合併研究支援事業補助金の交付 2,500,000 円</p> <p>人的支援: 県職員の協議会委員への参加</p>	
(13) 外部コンサルタントへの委託: <input checked="" type="checkbox"/> 有・無	
委託費	25,094,212 円（ただし、印刷製本費 7,728,788 円を加え、合計 32,823,000 円となる。）
委託内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ グランドデザイン（将来構想）策定等調査業務（上越地域 10 市町村任意合併協議会）調査費：10,394,212 円（ただし、印刷製本費：本編 450 部、概要版 66,450 部 3,528,788 円を加えて、合計 13,923,000 円となる。） ・ グランドデザイン策定等調査業務（上越地域法定合併協議会準備会）調査費：9,975,000 円（ただし、印刷製本費：本編 500 部、概要版 76,100 部 4,200,000 円を加えて、合計 14,175,000 円となる。） ・ 市町村合併に伴うシステム統合調査 4,725,000 円

5 . 合併の内容

(1) 議員	
特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> (<input checked="" type="checkbox"/> 定数特例 (定数 48 人)・ 在任特例 (在任期間 3 年 4 ヶ月))・ 無
その理由	定数は合併前の上越市の議員定数 30 人に合併前の各町村ごとに選挙区を設けて選出する 18 人（柿崎町 3 人、大潟町、頸城村及び板倉町各 2

	<p>人、安塚町、浦川原村、大島村、牧村、吉川町、中郷村、清里村、三和村及び名立町各 1 人) を加えた 48 人とした。</p> <p>特例の期間は、上越市の議会の議員の残任期間に相当する期間及び合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間とした。その理由は、上越地域法定合併協議会準備会からの申し送り事項であり、小委員会における調査・審議を経た結果による。</p>
(2) 農業委員会の委員	
特例の適用	有 (2005 年 4 月 28 日まで特例措置を適用) ・ 無
その理由	農業委員会としての結論を踏まえ、合併協議を行った結果、編入される町村の農業委員会の選挙による委員は、40 人に限り、引き続き上越市の農業委員会の選挙による委員として在任することとした。
(3) 三役	
旧上越市	市長、助役、収入役はいずれも在任。
旧安塚町	町長、助役、収入役は失職。
旧浦川原村	村長、助役、収入役は失職。
旧大島村	村長、助役は失職、収入役は不在。
旧牧村	村長、助役は失職、収入役は不在。
旧柿崎町	町長、助役、収入役は失職。
旧大潟町	町長は失職、助役は不在、収入役は失職。
旧頸城村	村長、助役、収入役は失職。
旧吉川町	町長、助役、収入役は失職。
旧中郷村	村長は失職、助役は不在、収入役は失職。
旧板倉町	町長、助役、収入役は失職。
旧清里村	村長、助役、収入役は失職。
旧三和村	村長、助役、収入役は失職。
旧名立町	町長、助役は失職、収入役は不在。
(4) 一般職	
定員管理	< 定数の削減 > 合併時 2,391 名を 10 年で 1,993 名に削減 < 新規採用の抑制 > 2005 年度から 2014 年度までの各年度の採用職員数を 40 人程度とする。
給与の調整	合併時における現給保障を原則とした。
役職の調整	上越市の職名に統一し、参事、副参事等の補職も設置した上で、合併前の町村における役職を参考としながら、役職段階が著しく異なることのないよう調整した。
(5) 組織・機構の整備方法 (合併と同時に、部・課とも完全に統合)	
編入された町村については、合併と同時に完全に統合。その上で、2005 年 4 月 1 日に抜本的な機構改革を行う。	
(6) 関係市町村の従前の支所・出張所の整備方法	
上越市	出張所が 2 か所あり、引き続き出張所として設置している。
上越市以外の合併関係町村	支所等の設置なし。

(7) 地域審議会等		
設置の有無	有(上越市と合併した13町村の区域(旧安塚町、旧浦川原村、旧大島村、旧牧村、旧柿崎町、旧大潟町、旧頸城村、旧吉川町、旧中郷村、旧板倉町、旧清里村、旧三和村、旧名立町)に地域自治区を設置)	
その理由	地域の住民の意見を行政に反映させるとともに、住民と行政との連携の強化を目的として設置した。	
(8) 市町村税のうち、税率の調整を要した税目とその調整方法		
固定資産税	頸城村・吉川町 1.50%、柿崎町 1.45%、大潟町 1.44%、上越市を含む他の市町村は 1.40%	合併時から上越市の制度に統一する。
都市計画税	上越市のみ課税 0.2%	大潟町、頸城村における都市計画区域の市街化区域への課税は5年間不均一課税とし(税率:1年目~3年目 0.04%、4年目 0.08%、5年目 0.12%)、6年目から上越市に統一する。
法人市民税	上越市・牧村・柿崎町・大潟町・頸城村・吉川町・中郷村・清里村・三和村 14.7%、板倉町・名立町 14.5%、安塚町 14.0%、浦川原村・大島村 12.3%	合併時から上越市の制度に統一する。
入湯税	上越市(12歳以上 100円、6歳以上 12歳未満 50円)、安塚町(中学生以上 100円、小学生 50円)、浦川原村(中学生以上 50円)、大島村(6歳以上 150円)、大潟町(12歳以上宿泊 150円、日帰 50円)、中郷村(12歳以上宿泊 150円、日帰 50円)、板倉町(12歳以上宿泊 150円、日帰 50円)、名立町(12歳以上 100円)、柿崎町・頸城村・吉川町・清里村・三和村については条例なし	合併時から上越市の制度(12歳以上 100円、6歳以上 12歳未満 50円)に統一する。
(9) 上下水道使用料 (調整方針：・上水道については、合併後、段階的に上越市の制度に統一する。 ・下水道については、合併時から上越市の制度に統一する。)		
上水道料金	合併後、5年以内に料金を統一する。ただし、統一の方法については、旧町村の事業ごとの経営状況を十分精査し、市の財政状況を勘案の上、逐次事業ごとに実施する。	
下水道料金	合併時から上越市の制度に統一する。	

(10) 上下水道以外の使用料等（調整方針：合併時から上越市の制度に統一する。ただし、一部の使用料については激変緩和措置を適用する。）

例外措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公の施設を占有して利用する際の使用料及び利用料金に係る使用料基準の取扱いとして、原則として使用料を徴収していない施設については、受益者負担の原則に基づき、合併後3年を目途に徴収するよう統一を図る。なお、使用料算定基準については、合併後3年を目途に検討・調整する。 ・ 公の施設を占有せずに利用する際の使用料及び利用料金については、現行のとおりとし、合併後、検討する。
------	--

(11) 国民健康保険事業の調整（調整方針：合併後、段階的に新制度、新基準を適用する。実際には、国民健康保険の税（料）額は、2005年3月までは現行どおりとし、2005年4月から新しい基準で算定する。）

賦課徴収方法	旧名立町を除く13町村は保険税方式 旧名立町のみ保険料方式	合併後、段階的に新制度、新基準を適用する。
所得割	旧上越市 8.20%、旧安塚町 6.50%、旧浦川原村 6.30%、旧大島村 6.00%、旧牧村 7.90%、旧柿崎町 5.40%、旧大潟町 6.98%、旧頸城村 5.83%、旧吉川町 5.60%、旧中郷村 4.75%、旧板倉町 5.60%、旧清里村 6.20%、旧三和村 5.65%、旧名立町 6.80%	新基準として、納期は12期、賦課方式は所得割、均等割、平等割に割り振る3方式とし、均等割額と平等割額の計と所得割額との比率を50:50（平準化）とする。ただし、合併した年の1~3月は旧市町村の保険税額、又は保険料額を適用する。
資産割	旧上越市 -、旧安塚町 -、旧浦川原村 -、旧大島村 -、旧牧村 -、旧柿崎町 20.00%、旧大潟町 23.02%、旧頸城村 20.00%、旧吉川町 25.00%、旧中郷村 19.26%、旧板倉町 9.61%、旧清里村 25.00%、旧三和村 6.00%、旧名立町 37.50%	
均等割	旧上越市 20,000円、旧安塚町 18,000円、旧浦川原村 17,000円、旧大島村 17,000円、旧牧村 17,500円、旧柿崎町 18,000円、旧大潟町 28,710円、旧頸城村 21,000円、旧吉川町 20,000円、旧中郷村 21,122円、旧板倉町 14,500円、旧清里村 20,000円、旧三和村 19,000円、旧名立町 28,500円	
平等割	旧上越市 30,000円、旧安塚町 20,000円、旧浦川原村 22,000円、旧大島村 15,000円、旧牧村 21,000円、旧柿崎町 20,000円、旧大潟町 22,420円、旧頸城村 23,500円、旧吉川町 25,000円、旧中郷村 15,641円、旧板倉町 12,700円、旧清里村 24,000円、旧三和村 21,000円、旧名立町 23,500円	

(12) 介護保険事業（調整方針：合併後、段階的に新制度、新基準を適用する。）

第1号被保険者の月額基準保険料	旧上越市2,930円、旧安塚町3,900円、旧浦川原村3,900円、旧大島村3,900円、旧牧村3,870円、旧柿崎町2,900円、旧大潟町3,100円、旧頸城村3,000円、旧吉川町3,600円、旧中郷村3,000円、旧板倉町3,500円、旧清里村3,900円、旧三和村3,000円、旧名立町2,600円	保険料については2005年度の料金改正まで現行どおりとし、2006年度から新基準を作成し、適用する。納期については2005年度から上越市の制度に統一する。
(13) 電算システムの取扱い(合併関係市町村のうち、いずれかのシステムに統一した)		
整備方法	上越市のシステムを改修し、統合した。	
(14) 町・字の名称・区域		
名称・区域の変更	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無	
変更した場合、その内容と理由	<ul style="list-style-type: none"> ・合併後に変更した町・字はないが、上越市と合併した13町村では、合併日の前日に大字の中の「大字」という二文字を削除した。 ・また、一部の町村では、地域住民の要望を受けて、字名の一部を変更した(「新田」という文字の削除等)。 ・なお、合併に際して合併前の各町村の区域ごとに地域自治区を設置したため、地域自治区の区域内の住所の表示には地域自治区の名称を冠している。 	

6. 合併後の状況

(1) 合併による財政削減効果：約31,825百万円/10年間(市町村長等の特別職の給与、議会議員報酬手当及び職員の給与の削減額に、10年間で圧縮する普通建設事業費を加えた合計額(推計))	
(2) 基本構想および総合計画の策定	
基本構想	編入合併のため、合併前の上越市総合計画は、合併後も存続する。ただし、2005年度から、合併に伴う改訂に取り掛かることとしている。
総合計画	編入合併のため、合併前の上越市総合計画は、合併後も存続する。ただし、2005年度から、合併に伴う改訂に取り掛かることとしている。
(3) 合併による効果	
<p>< 広域的視点に立ったまちづくりと施策展開 ></p> <p>これまででは自らの生活圏であるにもかかわらず、直接的にはかかわることのできなかつた他の地域を含めたまちづくりについても、市民が考え、議論し、決定するという「自治の範囲が広がる」という大きな意義がある。</p>	
<p>< 行財政の効率化 ></p> <p>合併により、14市町村に分散する行財政基盤や都市機能を再構築することで行政の効率化を実現し、行政コストを引き下げながら、行政サービスの維持・向上を図ることが可能となる。</p>	
<p>< 重点的な投資による基盤整備の推進 ></p> <p>地域が本来持つ「在るべき姿」を大切にするという観点から、地勢や現在の土地利用に基づき、合併後の上越市を「市街地」、「田園地域」、「中山間地域」の3地域に区分した上で、各地域の本来的な機能を損なわないよう配慮しつつ、生活基盤等の整備を進めることが可能となる。</p>	
(4) 合併に伴う課題と解決策	
<p>< 人口が増えるため、住民の声が届きにくくなる ></p> <p>地域の住民の意見を行政に反映させるとともに、住民と行政との連携の強化を目的とする地域自治区を合併前の各町村の区域ごとに設置した。</p>	
<p>< 広域化に伴い、サービス水準が低下する ></p> <p>地域自治区の事務所では、市民の利便性を確保するため、これまでの役場の窓口サービスの大半を行うとともに、保健・福祉の相談や道路除雪などの行政サービスもこれまでの水準・体制を維持するようにした。</p>	
<p>< 各地域の歴史、文化、伝統が失われる ></p>	

新市建設計画において、施策の方向性として地域が持つ豊かな自然や文化、人、交通基盤といった様々な特徴ある資源をいかし、地域になりわいがあふれ、活力あるまちを築き上げていくことを掲げるなど、より力強く自主自立が可能なまちの実現に向け、様々な地域の特色をいかすこととしている。

(5) 残された課題

- ・市が引き継いだ合併前の各町村の公社、第三セクター等について、毎年度経営状況を点検し、健全化に向けて見直しを行うこと。
- ・現在の「上越市民の歌」について、内容を見直すこと。
- ・介護保険料賦課徴収、ごみ収集有料化事業等、一部の事務事業について、新基準の作成又は新制度の創設を行い、適用すること。